

無人マルチローター
を利用する方(ドローン等)

群馬県内で 無人航空機を利用した 農薬の空中散布を実施する方へ

無人ヘリコプター
を利用する方

無人航空機の安全な飛行のため ～ 航空法及びその関連法案等を遵守してください

- ◆ 無人航空機による空中散布の実施には国土交通大臣による事前の許可・承認が必要です。

農薬の安全使用のため ～ 農林水産省が示したガイドラインの記載事項に留意してください

無人マルチローター(通称「ドローン」等)用ガイドライン
: 「無人マルチローターによる農薬の空中散布
に係る安全ガイドライン」

無人ヘリコプター用ガイドライン
: 「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に
係る安全ガイドライン」

* 群馬県内における有機リン系農薬の空中散布については自粛してください。

農薬空中散布実施計画書 及び 空中散布実績報告書の提出について

- ◆ 各ガイドラインの記載事項に留意して、実施計画書提出は実施予定日の14日前までに、実績報告書提出は実施後1か月以内にお願いします。

無人マルチローター用ガイドラインに計画書及び報告書提出に関する記述はありませんが、安全性確保対策の強化のため、県農政部農政課への提出をお願いします。(詳しくは後述)

無人ヘリコプター用ガイドラインに従って、県農政部農政課あて計画書を提出してください。



空中散布の実施に関する情報提供について

- ◆ 空中散布実施区域とその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱等がある場合、当該施設の利用者、居住者、養蜂家等に対し、農薬の散布予定日時、使用農薬の種類等について情報提供し、必要に応じて日時を調整してください。(詳細はガイドライン参照。)

* 県に空中散布計画書が提出された場合には、安全性確保対策強化のため、空中散布の実施に関する情報を関係機関等に提供しますが、県が空中散布計画書の提出をもってこれを許可するものではありません。農薬を散布する方自身が、責任を持って実施区域とその周辺における情報提供を行ってください。

空中散布を実施する際の留意事項

- ◆ 実施場所及び周辺区域に関して万全の危被害防止策(飛散防止等)を講じてください。
- ◆ ほ場間の移動も含め、交通ルールとマナーの遵守を意識してください。
- ◆ 周辺環境により農薬飛散や騒音に対し一層配慮が必要な場合には、散布区域や散布機材の再検討、天候や時間帯の選択、飛散が少ない剤型の選択等の対応を検討してください。

万が一、空中散布中に事故が発生した場合には

- ◆ 農薬事故(農薬のドリフト・流出等)の場合は事故報告書を農政課に提出してください。
- ◆ 人の死傷・第三者の物件の損傷等の事故の場合はガイドラインに従って飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所に報告してください。(農政課にも一報をお願いします(電話可)。)

群馬県農政部農政課 有機・循環型農業推進室 農業環境・植物防疫係
(電話 027-226-3038)

係メールアドレス shokubou7@pref.gunma.lg.jp